

東京家政大学・東京家政大学短期大学部研究不正防止規程

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (構成員の責務)
- 第4条 (研究データの保存・開示)

第2章 不正防止のための体制

- 第5条 (最高管理責任者)
- 第6条 (統括管理責任者)
- 第7条 (コンプライアンス推進責任者)
- 第8条 (研究倫理教育責任者)
- 第9条 (部局責任者)
- 第10条 (研究不正防止委員会)
- 第11条 (不正防止計画推進部署)
- 第12条 (監事の役割)

第3章 不正行為への対応

- 第13条 (通報窓口の設置)
- 第14条 (通報の受付体制)
- 第15条 (通報の相談)
- 第16条 (通報窓口の職員の義務)
- 第17条 (守秘義務)
- 第18条 (通報者の保護)
- 第19条 (被通報者の保護)
- 第20条 (悪意に基づく通報)

第4章 不正行為の調査

- 第21条 (調査を行う機関)
- 第22条 (調査の協力義務)
- 第23条 (予備調査の実施)
- 第24条 (本調査の決定等)
- 第25条 (調査委員会の設置)

第5章 公的研究費の適正な運営・管理活動

- 第26条 (職務権限の明確化)
- 第27条 (ルールの明確化・統一化)
- 第28条 (ルールの相談窓口の設置)
- 第29条 (予算執行状況の検証)
- 第30条 (不正取引)

第6章 モニタリングの在り方

- 第31条 (内部監査部門)
- 第32条 (内部監査の実施)
- 第33条 (内部監査結果の報告及び公表)
- 第34条 (監事及び会計監査人との連携)
- 第35条 (事務)
- 第36条 (雑則)
- 第37条 (規程の改廃)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「本学」という。）における研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応につ

いて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費及び本学以外の機関から交付される研究費をいう。
- (2) 「公的研究費」とは、研究費のうち、文部科学省及び他府省庁（これらが所管する独立行政法人等を含む）から配分される競争的資金等の公募型資金をいう。
- (3) 「配分機関」とは、本学の研究者等に対して研究費を配分する本学以外の機関をいう。
- (4) 「構成員」とは、本学における研究活動及びその運営・管理に関わる全ての教職員等をいう。
- (5) 「研究者等」とは、本学において研究に携わる教職員、学生、研究員等をいう。
- (6) 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不適切な行為のことであり、具体的には次のことをいう。
 - ① 研究活動における特定不正行為
 - イ 「捏造」 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
 - ロ 「改ざん」 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ハ 「盗用」 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - ② その他の研究活動における不正行為
 - イ 「二重投稿」 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - ロ 「不適切なオーサーシップ」 論文著作者が適正に公表されないこと。
 - ③ 研究費の不正使用
 - イ 「カラ出張」 実態の伴わない出張申請等により旅費を請求し、本学から研究費を支出させること。
 - ロ 「カラ謝金」 虚偽の領収書等の作成等により実態の伴わない謝金を請求し、本学から研究費を支出させること。
 - ハ 「書類の書換え」 研究費の架空請求等を目的に、業者に虚偽の請求書等を作成させること。
 - ニ 「預け金」 業者に架空取引を指示し虚偽の請求書を作成させること等により、本学から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させること。
 - ホ 「プール金」 研究費の架空請求等により得た資金を管理すること。
 - ④ その他、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- (7) 「部局」とは、大学院における研究科、大学における学部等、短期大学部における科等、専任教員が所属する組織をいう。
- (8) 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等について理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (9) 「研究倫理教育」とは、公正な研究活動を推進するために、本学が研究者等に対し、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育をいう。
- (10) 「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(構成員等の責務)

第3条 構成員は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 構成員は、不正行為防止のため、本学の諸規程、行動規範その他の関係法令を遵守しなければならない。
- 3 研究者等及び公的研究費の運営・管理に関わる事務職員は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究者等及び公的研究費の運営・管理に関わる事務職員は、次に掲げる内容等が明記された誓約書

を提出しなければならない。

- (1) 本学の規程等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規程等に違反して不正を行った場合は本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

(研究データの保存・開示)

第4条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ等の研究データを原則10年間、適切に保存・管理し、最高管理責任者が開示の必要性及び相当性を認める場合は、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第5条 本学に、本学全体を統括し研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第6条、第7条及び第8条に定める統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。
- 5 最高管理責任者は、自ら部局等に対し不正防止に向けた取組を促す等、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- 6 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(統括管理責任者)

第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、副学長（研究担当）をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめ、コンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動に関する実施計画等本学全体の具体的な対策を策定・実施し、第7条及び第8条に定めるコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に実施を指示するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学に、各部局等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者のもとにコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、教育支援センター所長、同事務部長、狭山学務部長、同事務部長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと各部局等に対して次の業務を行うとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (1) 構成員を対象とした、コンプライアンス教育の定期的な実施と受講状況及び理解度の管理監督
 - (2) 構成員を対象とした、啓発活動の定期的な実施
 - (3) 公的研究費の管理・執行に対するモニタリング及び改善指導
 - (4) その他、コンプライアンス推進に関する事項
- 4 前項で定めるコンプライアンス教育は、不正防止対策等の理解や意識を高める内容として具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・通報等の制度等の遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について理解させる内容とする。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を遂行するために必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を指名することができる。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(研究倫理教育責任者)

第8条 本学に、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者のもとに研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、教育支援センター所長、同事務部長、狭山学務部長、同事務部長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示のもと自己の管理監督又は指導する部局等に対して次の業務を行うとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (1) 構成員を対象とした、研究倫理教育の定期的な実施及び受講状況の管理監督
 - (2) 構成員を対象とした、啓発活動の定期的な実施
 - (3) その他、研究倫理教育に関する事項
- 4 研究倫理教育責任者は、前項の業務を遂行するために必要に応じて研究倫理教育副責任者を指名することができる。研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐する。

(部局責任者)

第9条 第2条第7号に規定する部局の長は、当該部局における不正行為の防止及び研究倫理の向上等に関する責任者として、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を補佐し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究不正防止委員会)

第10条 本学の研究活動における不正防止のため、本学に、研究不正防止委員会（以下、「不正防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正防止委員会の委員の構成は次に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 研究倫理教育責任者
 - (4) その他、最高管理責任者が必要と認める者
- 3 委員長は統括管理責任者とする。委員長の事故あるときは、委員長が委員の中から指名する者がその職務を代理する。
- 4 不正防止委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正防止計画の策定及び定期的な点検・改善に関すること。
 - (2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに啓発活動等の計画策定及び定期的な点検・改善に関すること。
 - (3) 不正防止に関する行動規範に関すること。

(研究不正防止計画推進部署)

第11条 不正防止計画の推進等、不正防止委員会にて審議され決定した事項を具体的に実施するための事務を行う部署として、不正防止計画推進部署（以下、「推進部署」という。）を置き、教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課をもって充てる。

- 2 最高管理責任者が策定する基本方針に基づき、推進部署は統括管理責任者と共に、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。
- 3 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとし、不正が発生する要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にする。また、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的な点検及び必要な見直しを行う。
- 4 推進部署は、監事との連携を強化し必要な情報提供を行い、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況等について意見交換を行う。また、内部監査部とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。
- 5 推進部署は、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を補佐し、各責任者が定める業務を連携して行う。

(監事の役割)

第12条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、その結果を理事会等において報告し、意見を述べる。

- 2 監事は、特にモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等におい

て定期的に報告し、意見を述べる。

第3章 不正行為への対応

(通報窓口の設置)

第13条 研究倫理に背く不正行為や研究費の不正使用等に関する通報の受付窓口を内部監査部とし、その設置を学内外に公開する。

2 通報窓口の責任者を内部監査部長、通報の受付から調査に至るまでの体制における責任者を最高管理責任者とし、必要な組織を構築して企画・整備・運営するものとする。

(通報の受付体制)

第14条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 通報窓口の責任者は、匿名による通報について、最高管理責任者と協議の上、必要と認める場合にはこれを受け付けることができる。

4 通報窓口の責任者は、通報を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該通報に関係する部局責任者等に、その内容を通知するものとする。

5 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合等、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第15条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の職員の義務)

第16条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者及び被通報者の秘密の遵守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

(守秘義務)

第17条 本規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 最高管理責任者は、相談者、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、相談者、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰

すべき事由により漏洩した場合は、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者及びその他の関係者は、相談者、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、相談者、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第18条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とした当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報したことを理由として、通報者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人渡辺学園就業規則及びその他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第19条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人渡辺学園就業規則及びその他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第20条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。なお、本規程における悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費による研究活動において前項の処分が課されたときは、配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第4章 不正行為の調査

(調査を行う機関)

第21条 本学に所属する研究者等に係る不正行為の通報があった場合、本学が通報された事案の調査を行う。

- 2 被通報者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被通報者が通報された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関及び調査に参加する機関については、関係機関間において、通報された事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 本学に所属する研究者等が本学と異なる研究機関で行った研究等に係る通報があった場合は、本学と研究等が行われた研究機関とが合同で、通報された事案に係る調査を行う。
- 4 被通報者が、通報があった時点において既に離職している場合、現に所属する研究機関との協力により、本学と合同で通報された事案に係る調査を行う。この場合において、被通報者が離職後どの研究機関にも所属していないときは、通報された事案に係る研究等を本学で行っていたときは、本学が通報された事案に係る調査を行う。
- 5 前各項により本学が通報された事案の調査を行うこととなった場合は、被通報者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
- 6 本学は、他の研究機関又は科学コミュニティに、調査の一部又は全部を委託すること、もしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(調査の協力義務)

第22条 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査に誠実に協力しなければならない。また、正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(予備調査の実施)

第23条 最高管理責任者は、第14条に基づく通報があった場合は、速やかに、通報に対する予備調査を行うか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査を実施することを決定したときは、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施するよう指示する。
- 3 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 4 予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項について予備調査を行う。
 - (1) 通報された行為が行われた可能性
 - (2) 通報の際に示された科学的理由の論理性
 - (3) 通報内容の本調査における調査可能性
 - (4) その他、必要と認める事項
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 7 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第24条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 6 被通報者が本学以外の研究機関に所属する場合は、最高管理責任者は、当該所属機関に対して本調査を行う旨を通知し、第21条第4項に定める調査協力を求める。

(調査委員会の設置)

第25条 最高管理責任者は、第24条第2項において本調査の実施を決定した場合は、調査委員会を設置する。

- 2 前項の調査委員会については、東京家政大学・東京家政大学短期大学部研究不正調査委員会規程に定める。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(職務権限の明確化)

第26条 本学における研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任、職務分掌、決裁手続については、本学諸規程の定めに基づくものとする。

(ルールの明確化・統一化)

第27条 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように全学統一したルールを明確に定め、適正に運営・管理を行う。

- 2 研究費の運営・管理に係る事務は、配分機関から示された規則、本学諸規程及び前項のルールに従

- い、事務局・その他関係部署及び当該研究者が責任をもって行うものとする。
- 3 ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。
 - 4 ルールの例外的な処理はルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外処理が必要となる類似の事例が多数生じる場合には、ルールの見直しを行う。
 - 5 ルールの全体像を体系化し、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形での周知に努める。
 - 6 研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(ルールの相談窓口の設置)

第28条 公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課に設置し、その設置を学内外に公開する。

- 2 本学が管理する公的研究費以外の研究費における使用に関するルール等の学内外からの相談は、当該研究費の運営・管理を行う部署が受け付けるものとする。

(予算執行状況の検証)

第29条 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか定期的に確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

- 2 研究者等は、発注段階で支出財源の特定を行い、研究費の管理を行う担当部署は、研究費の執行状況を遅滞なく把握する。

(不正取引)

第30条 業者等との不正取引を防止するため、不正取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、業者に対し誓約書の提出を求める。誓約書は、以下の各号の内容を含むものとする。

- (1) 本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 2 取引業者等が不正に関与した場合、最高管理責任者は取引停止等の処分を行う。処分内容については、最高管理責任者が理事会に発議し、理事会にて決定する。

第6章 モニタリングの在り方

(内部監査部門)

第31条 内部監査部は、本学における公的研究費の運営・管理に関する監査を行う。

- 2 前項に係る監査においては、内部監査部を最高管理責任者の直轄的な組織と位置付け、実効性ある権限を付与する。

(内部監査の実施)

第32条 内部監査部は、学校法人渡辺学園内部監査規程及び本学諸規程等に基づき監査を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意して内部監査を行うものとする。
 - (1) 会計書類の形式的要件等が具備されているか等、財務情報に対する監査を一定数実施し、公的研究費等の管理体制に不備がないか検証を行うこと。
 - (2) 推進部署と連携し、本学の不正発生要因を把握し分析した上で、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施すること。
 - (3) 過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図ること。
 - (4) 専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図ること。また、内部監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら担当者間で活用することにより、内部監査の質を一定に保つこと。

(内部監査結果の報告及び公表)

第33条 内部監査部は、学校法人渡辺学園内部監査規程に基づき内部監査の結果を理事長に報告するとともに、第31条第1項に係る監査結果は、最高管理責任者へも報告しなければならない。

2 内部監査結果及び指摘に対する対応策について、コンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに啓発活動を活用する等により周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(監事及び会計監査人との連携)

第34条 内部監査部は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費等の運営・管理の在り方について定期的に意見交換を行うものとする。

(事務)

第35条 この規程に関する事務は、教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課において行う。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和4年9月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な執行のための管理運営・監査規程（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

附則

この改正された規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この改正された規程は、令和7年4月1日から施行する。